

予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の公表について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」による社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、特定個人情報ファイルを保有する事務については、特定個人情報保護評価が義務付けられた。

また、新型コロナウイルス感染症の発生及びまん延を予防するため、令和2年12月9日に「予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律（令和2年法律第75号）」が制定され、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種が予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく臨時接種に位置付けられた。

従来から、予防接種事務においてマイナンバーを利用するため、既に特定個人情報保護評価は実施済みであり、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務においても、特定個人情報等の取扱いが新たに生じたため、特定個人情報保護評価を実施したところである。

今回、予防接種に関する事務のうち、新型コロナウイルスワクチン接種事務において、さらに新たな特定個人情報の取扱いの変更が生じたため、マイナンバー法に規定された特定個人情報保護評価の再実施を行った。

評価の実施に際し、パブリックコメントを実施し、その後、第三者点検として北九州市個人情報保護審査会に諮問した結果、妥当であると認められたため、予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価書を公表するもの。

1 特定個人情報保護評価

国の行政機関や地方公共団体が、特定個人情報ファイル（個人番号（以下、マイナンバー）をその内容に含む個人情報ファイル）を取り扱う事務について、個人のプライバシー等に与える影響を予測したうえで、個人情報の漏えい等のリスクを分析し、リスクを軽減するための適切な措置を自ら評価し、公表するもの。

2 特定個人情報保護評価書の主な変更内容

(1) 変更点

- ① 基本情報、特定個人情報保護ファイルの概要、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策に、ワクチン接種記録システム（VRS）の接種証明書の電子交付機能の利用に関する内容を追記
- ② 特定個人情報ファイルの概要、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策に、ワクチン接種記録システム（VRS）による他市区町村への接種記録照会の運用の変更に関する内容を追記及び修正
- ③ デジタル庁創設により、行政機関の名称を修正

(2) リスク対策

- ① VRSのデータベースは、市区町村ごとに区分され、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセスを国が一律でセキュリティを担保
- ② VRSでの個人情報利用は、情報漏えい防止のため、暗号化された通信回線を使用し、接種会場からはマイナンバーへアクセスできないように国が一律でセキュリティを担保
- ③ VRSへの照会作業は特定個人情報ファイルの適切な取り扱いのもと、市職員が直接作業を行う

3 市民意見の聴取（パブリックコメント）

- (1) 意見募集期間 令和4年4月18日～5月17日 30日間
- (2) 意見募集の周知方法 市政だより4月15日号、市ホームページへの掲載
- (3) 資料の閲覧・交付場所 保健福祉局感染症医療政策課、広報室広聴課、区役所総務企画課、出張所、市ホームページ
- (4) 意見提出状況 提出者（意見数） 1人（1件） ※評価書への反映なし

4 第三者点検

- (1) 実施日 令和4年6月24日 10：45～11：25
- (2) 結果

特定個人情報保護評価指針に定める適合性及び妥当性の観点から審査を行った結果、その記載内容は、指針に定める実施手続き等に適合し、指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であると認められた。

5 特定個人情報保護評価書の公表

- (1) 公表方法 市ホームページへの掲載、保健福祉局感染症医療政策課、北九州市立文書館での閲覧
- (2) 公表時期 令和4年7月下旬 予定